

判決年月日	平成 2 1 年 3 月 2 4 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 20 年 (行ケ) 第 10326 号		
<p>商標法 5 1 条 1 項の規定に基づく商標登録取消審判請求を不成立とした審決につき、被請求人が使用する商標の認定に誤りがあるとして、これを取り消した事案</p>			

(関連条文) 商標法 2 条 1 項 2 号 , 同条 3 項 8 号 , 5 1 条 1 項

1 本件商標

- (1) 商標権者 : 被告 (被請求人)
- (2) 商標の構成 :



- (3) 指定商品 : 旧別表第 3 6 類「建物の貸借の代理又は媒介」等

2 当事者間に争いのない被告使用商標



3 原告 (請求人) が , 被告が商標として使用していると主張する標章 (「原告主張標章」)



4 当事者間に争いのない原告使用商標



5 審決の判断

- (1) 被告が原告主張標章を商標として使用しているものとは認められない。
- (2) 被告使用商標は、商標法70条3項の規定により、同法51条1項に規定する「登録商標に類似する商標」とはいえない。
- (3) 被告使用商標は、原告使用商標及びその図形部分と類似しないから、被告使用商標をその指定役務について使用しても、役務の質の誤認又は他人の業務に係る役務との混同が生じるおそれがあるとはいえない。
- (4) 被告には故意が認められない。
- (5) よって、被告による被告使用商標の使用は、商標法51条1項に規定する要件を欠く。

6 本判決

本判決は、以下の理由により、被告が原告主張標章を商標として使用していたものと認め、審決を取り消した。

- (1) . . .
- (2) 上記(1)によれば、被告のホームページは、全体として、被告の役務（本件商標に係る指定役務である「建物の貸借の代理又は媒介」）に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供するものであることは明らかである。

そして、「スタッフ日誌」と題する各記事を被告のホームページから独立したものとみるべき事情は窺われないし、その内容をみても、最寄り駅から遠方に所在する物件（そのような物件の借り手が比較的見づかり難いことは明らかである。）の借り手を誘引するものや、仙川駅（上記(1)によれば、被告が取り扱う物件は、仙川駅を最寄り駅とするものが多いものと認められる。）周辺の魅力を紹介するものであるから、「スタッフ日誌」と題する各記事を被告のホームページ上に掲載する行為も、被告の上記役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供するものであると評価し得るものである。

そうすると、そのような「スタッフ日誌」と題する各記事の冒頭に原告主張標章を付すことは、商標法2条3項8号に規定する「役務に関する広告 . . . を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」、すなわち、標章の「使用」に該当することが明らかであり、また、そのような各記事の冒頭に付された原告主張標章は、同条1項2号に規定する「業として役務を提供 . . . する者がその役務について使用をするもの」、すなわち、商標法上の「商標」に該当することが明らかであるから、被告は、少なくとも平成19年秋ころまで、原告主張標章を商標として使用していたものと認めるのが相当である。

- (3) 被告は、「原告主張標章は、『スタッフ日誌』と題する各記事において、項目ごとの極めて小さい目印に使用されているものであって、商標として使用されているものではないし、取引者及び需要者により商標として看取されるものではない」旨主張するが、表示の大小や被告主張の目印的機能があるとしても、これらの事情が原告主張標章の構成及び色彩を看取する何らの妨げとなるものではないし、また、前記に認定説示した使用態様は、商標法2条3項8号に規定する標章の「使用」の定義及び同条1項2号に規定する「商標」の定義に照らせば商標の使用に該当することは明らかであり、被告主張の上記事情は、「スタッフ日誌」と

題する各記事の冒頭に原告主張標章を付すことが商標の使用であることを否定する理由となるものではない。